

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は株主利益最大化のため、健全かつ効率的な経営を図り、経営の意思決定と業務執行が行われるようにコーポレート・ガバナンス体制を構築すべきであると考えています。そして、企業を取り巻く株主の皆様に対して、一層の経営の透明性を高め、公正な経営を実現することを目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社エフエム商業計画	1,560,000	15.93
サッポロビール株式会社	1,164,800	11.89
藤尾政弘	596,000	6.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	444,400	4.53
フジオ取組先持株会	376,100	3.84
伊藤忠商事株式会社	317,600	3.13
株式会社池田泉州銀行	307,400	3.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口620005747)	300,000	3.06
みずほ信託銀行株式会社	300,000	3.06
サントリーフーズ株式会社	300,000	3.06

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伊東 康孝	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊東 康孝		——	会社経営者としての豊富な業務経験を有しており、取締役会の意思決定を行う上で業務執行を行う経営陣から独立した立場での適切な助言と提言が可能であると判断しているため、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	4 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役及び内部監査部門は必要に応じて会計監査人に諮問する等平時より連携を密にすることにより、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田 庸男	弁護士													
田中 紳郎	他の会社の出身者													
鎌倉 寛保	公認会計士													
村上 隆雄	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 庸男		アルフレッサファーマ株式会社 監査役 SH債権回収株式会社 取締役 株式会社SBJ銀行 監査役 株式会社アーク 監査役 株式会社池田泉州銀行 監査役 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 所長	当社顧問弁護士事務所の所属弁護士であり、社外監査役としての十分な資質に加え、法律的知識・経験の点からも、当社にとって重要な役割を果たして頂いております。
田中 紳郎		――	金融機関における幅広い業務経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をしていただきたために社外監査役として選任しております。
鎌倉 寛保	○	トラスコ中山株式会社 監査役 株式会社ユーシン精機 監査役	公認会計士としての長年の経験から企業経営に関する幅広い知識と高い見識を有するとともに、会計に関する専門的知見を有していることから社外監査役として選任しております。その所属する法人等の団体との関係に鑑み独立性に影響を及ぼすような重要性はないことから独立役員としても指定しております。
村上 隆雄		――	サッポロビール株式会社(当社は飲料等の仕入にあたり、同社商品の取扱いを行っております。)の相談役を兼務されており、豊富な経験と知見を有していることから社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役に対しては、ストック・オプションを付与しております。ストック・オプションの付与により、経営管理体制の維持および企業価値の向上が期待できるためです。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社と取締役、監査役及び従業員との間で締結した「株式会社フジオフードシステム 新株予約権付与契約」に定めるところによる。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成27年3月提出の有価証券報告書において、取締役に支払った報酬の総額を開示しております。この際開示いたしました平成25年12月期における取締役に支払った報酬の総額は以下のとおりであります。

・取締役 134,556千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の額又は算定方法の決定方針の内容及び決定方法につきましては、株主総会によって報酬の総額(枠)を決定し、配分は取締役に一任することとなっており、使用人兼取締役の場合は、使用人として受ける給与の体系が明確に確立されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役へは必要に応じて各部から情報を伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・経営会議 取締役会

当社は取締役・監査役・執行役員・各本部長によって構成されている経営会議を毎週一回開催し、役員人事、組織、事業計画等全社的な決定事項について、慎重に協議した上で議案を取締役会へ上程しております。

取締役会は原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営会議より上程された重要な項目についての意思決定をおこなっております。

各部門長は経営会議・取締役会の意思決定に基づき具体的な業務打合せを行い、打合せに基づき業務を展開しております。

・監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。提出日現在、当社の監査役会は、監査役4名(社外監査役4名)で構成されております。各監査役は、取締役会及び経営会議など重要な会議に出席し意思決定のプロセスを監視するとともに経営執行やコンプライアンスおよびリスク管理状況を監査するとともに、監査役会で定めた監査計画に従い、各取締役の業務執行の監査を行うことで、経営のチェック機能の充実に図っております。

・内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の監査部を設置し、コンプライアンス、業務執行部門の活動全般の調査を実施し、業務の適正化及び効率化に向け具体的な指導を行っております。さらに監査の有効性の向上を図るために、監査法人及び顧問弁護士など法律家との情報交換を密に行っております。

監査役は、取締役及び使用人から、重要事項について、常に報告を受け、また調査を必要とする場合には、経営管理本部に要請して、監査が効

率的に行われる体制とする。特に財務上の問題については、会計監査人との面談の場を持ち、問題点につき協議することとしております。このような方法で監査がより実効的に行われることを確保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社におきましては、社外取締役・社外監査役を招聘し、経営監督機能を強化することが、コーポレート・ガバナンスの強化に資するものであり、株主・投資家等の皆さまからの信認を確保していく上でふさわしい体制であると考えことから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採っております

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	プレスリリースとして決算短信その他開示書類を、企業情報としてニュースリリースを適時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部がIRを行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「内部情報管理規定」を制定し、会社の機密および内部情報に関する事項の管理ならびに保全に関する据置等について定め、また「金融商品取引法」に違反する内部取引を未然に防止しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・募金活動 全国の店舗に募金箱を設置し、「国際セラビードッグ協会育成基金」「Ring of Red 赤星の輪を広げる基金」を応援しております。 ・環境への取り組み 店舗においてはガス・水道・電気、各エネルギーを最小限に抑える仕組みをシステム化致しました。本社ではチームを結成し、クールビズやマグカップ運動をはじめ、小さなことから積み重ねております。 また、弊社代表・藤尾政弘は自身が副会長を務める社団法人 大阪外食産業協会の環境部門長を兼任しております。シンポジウムや勉強会の企画・参加を通じて、外食産業ができることを考え、今後も実行に移してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	タイムリーな情報開示を重視し、IR活動、広報活動、インターネットを通じた積極的かつ機能的な情報開示に努めています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制のシステムといたしましては、平成22年6月30日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針として次のとおり決議しております。取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について決定した基本方針の概要は以下のとおりです。

第1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの基本原則を設け次のとおり定めている。

1. 取締役および使用人は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。当社は、このような認識に基づき、社会規範、倫理そして法令などの遵守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。

2. 取締役は、この実践のため経営理念、社是、社訓に従い、企業倫理の遵守および浸透を率先垂範して行う。

3. 社内にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立・強化を図る。

第2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1. 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）、その他の重要な情報を別に定める社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存しかつ管理する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(1) 株主総会議事録と関連資料

(2) 取締役会議事録と関連資料

(3) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料

(4) 取締役を決定者とする決定資料および付属書類

(5) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

2. 取締役会議長は、上記1.に定める情報の保存および管理を監視・監督する責任者（以下、「統制監視責任者」という。）となる。

3. 経営管理本部長は、統制監視責任者を補佐する。また、上記1.に定める文書その他の情報の保存および管理について指導を行うものとし、経営管理本部内に上記情報管理の担当者を置く。

第3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすリスクに対処すべくリスク管理体制の実践的運用を行う。

2. 社内リスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の整備、問題点の把握、必要な見直しおよび危機発生時の対応を検討し、取締役会に報告する。

第4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役・監査役・執行役員・各本部長で構成する経営会議を毎週開催し、役員人事、組織、事業計画等全社的な意思決定事項について、慎重に協議・決定し、必要な議案は取締役会に上程する。

2. 取締役会は、原則毎月1回開催し、重要な項目についての意思決定を行う。

3. 各部門長は、取締役会の意思決定に基づき具体的な業務打ち合わせを行い、打ち合わせに基づき、業務を展開する体制とする。

第5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、経営理念、社是、社訓の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。

2. 代表取締役および業務執行を担当する取締役に、使用人に対する危機管理に係る教育・啓発を行わせる。

第6. 当該株式会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団として業務の適正を確保するため、代表取締役および業務執行を担当する取締役は、社会規範に照らし企業集団が経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制とする。

第7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

1. 当社は、当社の規模から、当面、監査役の職務を補助すべき使用人を置かない。

2. 経営管理本部は、監査役から調査の委嘱を受け、監査役の職務を補助するものとする。

第8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 代表取締役および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

2. 以下の事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。

(1) 当社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題

(2) その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

第9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 常勤監査役は、取締役および使用人から、重要事項について、常に報告を受け、また調査を必要とする場合には経営管理本部に要請して、監査が効率的に行われる体制とする。

2. 特に財務上の問題については、会計監査人との面談の場を年4回程度持ち、問題点につき協議する。このような体制で、監査がより実効的に行われることを確保する。

第10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役を適切に監督する。

2. 代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制システムの整備運用状況を調査・検討・評価し、不備があれば、これを是正していく体制の維持・向上を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応する方針であります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。